

令和元年度 第6回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和元年12月20日（金） 午前10時から正午まで

2 場 所

千葉県庁本庁舎 5階 大会議室

3 出席者

委 員：村上委員長、葉山副委員長

井上委員、中井委員、齋藤委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、
八田委員、酒井委員、菊地委員、岡山委員、永村委員、本間委員

事務局：環境生活部 森次長、石崎環境対策監

環境政策課 山縣副課長

坂元班長、高橋主査、加藤副主査、大貫副主査、水野主事

傍聴人：1名

4 議 題

- (1) 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（太陽電池発電所の追加）について
(諮問・審議)

5 結果概要

事務局から資料1、資料2について説明し、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1 太陽光発電事業のアセス対象化について

資料2 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正方針について（案）
(太陽電池発電所の追加)

【別紙：審議等の詳細】

○事務局から資料1及び資料2について説明

【審議】

(委員)

資料2の参考3に掲載されている自治体は、国の政令改正前に独自に条例で太陽光発電事業を対象としていたものか。

(事務局)

政令改正前に対象としていた自治体もあれば、政令改正を受けて改正した自治体もあり、順次他県においても同じような動きで移行中である。あくまでも太陽光発電事業を対象とする規定を設けているところを挙げており、それ以外にも、本県では対象としていないが、土地改変そのものを環境影響評価の対象事業にしているところは、その中で太陽光発電が対象になることもあり、自治体によって様々である。

(委員)

他の自治体は面積要件だけを示しているが、実際に面積要件だけで規定しているのか。千葉県は今回、面積又は出力ということだが、他の自治体で両方併用しているような例はあるのか。

(事務局)

資料には載せていないが、宮城県が、法の第2種事業である出力3万kW以上を対象としつつ、面積要件も別途設けた併記型のものを検討しており、パブリックコメントを実施している。

(委員)

「若しくは」の意味は、面積か出力のどちらかが対象規模以上になれば、ということか。

(事務局)

千葉県としては、面積か出力のどちらかにしたい。やはり直接的な指標は面積であり、出力はある意味間接的な指標である。案としては両方を示しているが、基本的にはどちらかに絞りたい。

なお、宮城県では、面積か出力のいずれかが規模要件に該当すれば対象になる。

(委員)

では、面積か出力のどちらで規定するかということも含めてこれから決めていくということか。併用ありきではなくて、どちらかにしたいということか。

(事務局)

事務局としてはシンプルな観点が必要と考えており、できれば面積か出力のどちらかにしたい。どちらかといえば面積を考えている。

(委員)

資料1のスライド2及び3について、特にスライド2の左上の写真の、斜面に太陽光パネルが設置されている写真と、スライド3の棒グラフで土砂災害が多いことに驚いた。規模要件の指標は絶対面積で規定すべきだと思う。発電の出力というのはあくまでも面積があってこそ出るものである。特に最近の土砂災害の発生状況は、私が把握している限りで

は、平成29年までは1,500件を切っているが、平成30年は倍以上の3,451件になっている。防災関係だと、土石流と崖崩れと地滑りの3つに分類され、全国で52万以上の場所が危険箇所と言われているが、千葉県は土石流は沖縄に次いで発生が少ない県である。地滑りも少ない。急傾斜地は比較的多いが、全国で13位。そうなるとやはり面積で規定する方が、はっきりしていると思う。例えば地滑りと崖崩れの境目は法律では30度と角度が決められているが、かといってこの写真のように設置すると、面積が少なくても、土砂災害があったら困ると思う。いくら千葉県が土石流が少ないといっても、急傾斜地は全国13位であるから、そういう意味ではただ面積だけではなくて、設置場所による差別化を図れないか。

(事務局)

面積については、直接的な指標になるので、一番リーズナブルだと思うが、発電所事業において面積に係る統一的な考え方が存在せず、「太陽光発電所の面積」という観点がないため、事業者によってまちまちになり、外形的に判断するのが困難という課題がある。それを除けば面積で考えるのが一番リーズナブルである。また、土砂災害についても近年気象状況が非常に激しく変動しているので、大変重要な要素だと思う。例えば問題となるのは、森林の、特に斜面になっているところが問題になりやすいと思うが、そこは森林法の林地開発許可が必要になるところで、例えば資料2の2ページで示している、規模要件の水準の表の一番下に、土砂等の埋立て等の事業、いわゆる残土事業があるが、森林等の区域は10haと厳しい、より小さい規模要件になっていて、そうでないところは40haというように差別化を図っている。こういった考え方は一つの参考になるのではないかと思っている。

資料1のスライド2の左上の写真は、非常に極端な例だが、面積的にはさほど大きくない。そもそもアセスの対象としてどこを捉えるかという話と、太陽光の様々な問題をどう捉えるかというのは別の問題である。FITの認定制度において、その技術的なガイドラインを見直す中で、崩落の危険性等をどう扱うかは、FIT制度の中の大きな課題の一つになっている。県としては、林地開発許可の対象になれば森林法に基づき審査できるが、全部アセスの中で審査するという話になると、捉えきれない部分がある。

(委員)

面積とは太陽光パネルの面積という意味ではなくて、事業区域面積ということでしょうか。

(事務局)

そこもこれからはっきりさせなければいけない。工場立地法では、太陽光パネルと付帯設備、すなわち電気を作るために必要な一連の装置又は設備の水平投影面積として取り扱っており、そのようなことも踏まえた上で、具体的にどういう捉え方をするのかを検討していく必要がある。

(委員)

面積の定義の仕方もこれから検討が必要ということにはわかった。少なくともこの環境省の資料で説明されている、資料1のスライド6のグラフの横軸の「事業区域の面積」とは、パネルの面積ではなく事業を行う区域の面積ということか。

(事務局)

資料の出典は資源エネルギー庁のデータであるが、太陽光発電所の面積は定義がなく、事業者が提示した面積を基にしていると聞いている。

(委員)

それもあってこのように相関が非常に低いのか。

(事務局)

それも一つあると思う。例えば同じ事業であっても事業者によって面積の捉え方が違っているとすれば、誤差要因になってくる。

(委員)

そこは環境省において正確なデータを踏まえて話をしていただきたいと思う。もうひとつ、FIT 制度の概要を教えてほしい。

(事務局)

震災翌年の平成24年に始まった再生可能エネルギーの電気の買い取り制度である。高価格で買い取ることによって普及を促進し、そのお金は電気の消費者全体で負担する仕組みである。当初は1 kWhあたり40円プラス税という非常に高い価格で、儲かる事業として太陽光発電がどんどん普及していった。これについては段階的に買取価格が下げられ、今は出力の大きいものについては、ある程度の枠内で、入札で安いものから認定対象としていく制度に移行しているなど、少しずつ制度が変わっている。いずれにしても、経済産業省で認定したものについては、発電した分が何らかの形で買い取られるという仕組みになっている。

(委員)

資料1のスライド6に、「FIT 制度における」と書いてあるので、この制度以外を基にすると別のグラフも描けるのかと思ったが、そういうわけではないのか。

(事務局)

FIT 制度関係でいろいろな情報が収集できるということで、こういった統計データの中で利用されているのが現状である。

(委員)

承知した。今回の議論における規模や面積をどう扱うかというところに、FIT 制度は直接関係ないと考えてよいか。

(事務局)

あくまでもその制度を通じて統計データが得られるということである。

(委員)

私も面積で規定すること自体は良いと思う。千葉県は日照条件が良く、東北地方等に比べれば水平に設置された太陽光発電施設が多いと思う。ただ最近、FIT の買取価格がどんどん下がってきていて、ちょうど今ぐらいに発電を開始しているものだと2~3年前ぐらいにFIT の登録を受けているので、1 kWhあたり17~18円程度だが、来年に至っては0円になるという話がある。なぜかという、経済産業省が元々FIT で予定していた太陽光発電の容量の上限があって、登録されている事業者による発電量の積算で来年をもっていっぱいになると言われているからである。電気事業者もそもそも参入ができなくて困っているような状況である。その中で環境団体が有力だと思っているのがソーラーシェアリングという農地の上に簾のように掛けるタイプのものだが、耕作放棄地だけではなく、温暖化の影響で日照が夏の間非常に強くなってしまっており、逆に葉枯れしてしまうよう

なことがあるため、ちょうど日照が遮光されることで、作物にとっても太陽光発電にとっても双方にメリットがあるという事例が挙がり始めている。千葉県は農業が非常に盛んなので、すごくポテンシャルが高いのではないかと思う。これが対象になったときにどう対応すべきかが一点と、今一番注意しなければいけないのは、この3年間に既にFIT認定をされている事業の大半がメガソーラーで、その事業こそが最もきちんとアセスをしなければいけないにも関わらず、もう既にFIT認定されているので、今千葉県が条例を作ったとしても、もうそこにはアセスの網をかけられないのではないかということ非常に危惧している。

(事務局)

FIT認定とアセス手続きの関係については、改めて確認させていただきたい。

(委員)

立地については本来都市計画や建築確認、建築許可、森林法関係での行政規制で担うべき問題だと認識しているが、環境影響評価項目の中で太陽光発電パネル等が設置されることによる環境影響そのものについてはどういった項目が該当となるのか。資料1のスライド3に、問題事例が整理されているが、かなり項目が広くとられており、この中から環境影響評価項目として何を挙げるか、その辺の見通しを確認したい。もう一つはこの資料1のスライド7であるが、法アセスが3万kW以上で網をかけ、条例アセスは基本的に50haの面積でかけ、これに引っかけられないものが少しある。これは家庭用のものや小規模のものを排除しようという理由で、わざと外しているということと思うが、面積要件の話になるとそれをぎりぎり上回らないようにさせるものが必ず出てくる。網がかかっていない部分については、アセスを実施しないことで何か問題が起きている事例はあるか。

(事務局)

まず一点目の項目の関係になるが、技術指針を改正する中で、太陽光発電を踏まえてどういった項目が参考項目として選ばれるべきなのか、あるいは手法についても太陽光発電ならではの対処しなければいけないような部分があればそれを加えていくなどの対応をすることになる。今回技術指針の改正の方向性まで示していないのは、参考となる国の技術指針がまだ出てないためである。おそらく近日中に動きはあると思うが、それを見ながら検討していくことになろうかと思う。

二点目の、法でも条例でも対象とならない規模は、事業の特性、立地環境によってまちまちなので、問題がないということはないが、小さいものまで含めて対象とすべきかどうかという問題がある。これは太陽光発電に限らず、環境影響が大きくなるおそれのあるものがアセスの対象になっているので、そういう意味ではある程度大きいものに絞ってやらざるを得ない。そうしないとほかの事業との整合性もとれなくなってしまう。

(委員)

大体日本の環境法等は特に面積要件が多いが、その面積要件における別の考え方として、例えば海外では、基本的に全てをアセスの対象とし、その上で行政の裁量によって評価の対象とするかしないかという選択をするという運用をしている事例があるが、このような考え方はいかがか。

(事務局)

それはアセスの学会等でもいろいろ議論されていたと思うが、日本の制度では、全体に網をかけてその中からスクリーニングしていくという考え方がとれていないので、これは将来的な課題として捉えるしかない。

(委員)

一つの例として、土壤汚染対策法の場合は、調査対象とするかしないかについては行政に裁量を与えている。すべてを網にかけるかどうかは一つの論点としてあるが、行政裁量として明らかにこれは評価すべき、又は、これは明らかに評価しても仕方がない、という判断は、その環境特性、その事例特性によって変わらぬと思うので、そこで選別をしていくと審議が簡素化され、効率化が図れるというメリットがある。もし可能であればその辺を考慮していただくと、運用上は非常にやりやすくなるのではないかと。太陽光発電の場合は特に事例によって全然状況が違い、陸域にあるものもあれば、水上パネルや、ゴルフ場など、様々な場所があるので、従来の環境法の網掛けの方法だと非常に運用が難しくなるのではないかと懸念がある。

(事務局)

ある程度対象範囲は大きくかけておいて、環境影響評価を実施するか否かをスクリーニングする、いわゆる法の第2種事業のようなイメージかと思うが、将来的な課題として受け止めさせていただきたい。

(委員)

一律に面積といってもいろいろ実態が違う中で、柔軟に行政が判断するというのも難しいと思う。例えば資料1のスライド9を見ると、土砂等の埋立て等の事業では自然公園等の区域とそれ以外で分けているが、この面積を当てはめることで区分ができるのではないかと。例えば、千葉県の中でも丘陵地と台地と平地のようなかなり地形構造の違うところがある。森林を伐採して傾斜地に作るパターンだと土砂崩壊の危険性が高くなり、逆に既に開発されている、平地に近い農地だとそのようなリスクが少ないといった具合に、それぞれの元の土地の生態系や利用状況があると思う。その2つを組み合わせると、機械的にきめ細かく対象の地域を区分できるのではないかと。

それともう一つ、太陽光発電施設の設置をアセスでどこまでカバーするのかについて、前提として、千葉県でどのように太陽光発電の施設が設置されているのか、それをどのように県が把握する仕組みがあるのか、問題が生じている事例は何か、環境省の資料は全国の事例かと思うが、このようなものが千葉県で作られているのかなど、県内における太陽光パネル全般に関する説明をいただきたい。

(事務局)

資料1のスライド4の、苦情や要望等が寄せられた事例の中に、本県の案件は4件ある。斜面や林地に設置するもの、大部分が斜面で一部平坦なところや林地・農地に設置するもの、大部分が平坦で一部斜面を含むもの、林地であってすべて斜面であるものが含まれている。規模的には非常に大きいものと、数百kW程度のものが、それぞれ2件ずつある。そもそも当該資料は苦情や要望等が寄せられた事例なので、実際に問題が生じている事例を全て反映しているとはいえない。

(委員)

苦情事例は面積毎に示されていないので、小規模のものではどういう場合が多くて、大規模なものではどういう場合か、ということも気になる。

(事務局)

規模別にどういった問題や苦情、懸念が出ているのかという情報については、どこまで示せるかわからないが、技術指針の審議の際に検討したい。

(委員)

アセスの規模要件は面積の方が良いと思っている。面積と出力のどちらかという話はわかるが、太陽光発電において、出力は何が問題になるのか。出力を増やすと面積が増えるという発想だと思うが、1枚当たりの出力が上がった場合、何か問題になるのか。

(事務局)

国の方では、法対象事業の第1種は4万kWと決めているが、これは今現在の出力と面積の回帰式などから求めた100ha相当の出力である。それに対し、技術革新という観点があり、何が特に問題かというところ、パネルの発電効率が上がれば当然のことながら同じ面積であっても出力は大きくなり、そのバランスがずれてくるので、国は5年程度先に見直しをすべきと中央環境審議会の答申で述べられている。もう少し細かく言うと、100haで4万kWと言っているが、認定・導入されたもののベースでは、100haに相当するものは3.2万kWから3.7万kWであり、変換効率の向上を見越して切り上げて4万kWにしたと聞いている。

(委員)

問題の事例は、土地関係、災害関係が多くて、いわゆる環境汚染という話が出てきていない。資料2の2ページの技術指針のところ、パワーコンディショナの騒音が挙がっていて、出力が上がれば問題になると思うが、その辺も整理しながら進めた方がよいのではないか。太陽光発電特有の環境問題、反射光や撤去廃棄については、面積が小さくなれば問題も減ってくると思う。ただ単純に整理するなら面積のほうが良いというのが率直な感想である。

もうひとつ、資料1のスライド6に相関図があるが、この中で千葉県のデータはどの程度あって、どのように位置しているか、千葉県の現状が全然わからない。

(事務局)

千葉県のデータについては、次回以降に示せる範囲で示したい。環境影響の点については、技術指針の審議の際に本格的に議論になると思うが、例えば騒音は何が問題かというところ、直流を交流に変換するためのシステム、いわゆるパワーコンディショナが音を発生して、その音のある周波数が卓越し、純音性騒音とよばれているようだが、耳につきやすい特性がある。それも出力が大きくなればなるほど問題になりやすいので、考慮すべき観点である。また、太陽光パネルの反射光も住環境に迷惑がかかることや、景観上も好ましくない状況も考えられる。飛来生物等の生態系への影響については、具体的な事例として、国の検討会においても述べられていたと思うが、アカトンボが水面と見間違えてそこに産卵してしまうということが言われていた。それから太陽光パネルの撤去廃棄については、大きいもの小さいものを含め、事業が終わった後の部分は必ずしもしっかり担保されていない。やり逃げというのも起こりうるし、今般災害の関係で廃棄物になってしまうものが出る場合もあって問題になっている。FIT制度の中では、廃棄する際のコストを積み立てることになっているが、実際には必ずしも積み立てられていない。積み立ての時期や額がしっかり決まっておらず、今年4月から経産省において、新たに外部積み立てを基本とした積み立て制度を検討しており、12月10日に一定のとりまとめが行われ、廃棄等の費用の外部積み立てを求めている。制度の施行時期は2022年7月までという動きがあるが、アセスというより経済産業省の制度の中で検討がなされている。アセスにおける撤去廃棄の観点としては、基本的事項という環境省告示において、施設の撤去廃棄が予定されている場合は項目として選定すべきと書かれており、発生量や処分量を整理し環境影響をできるだけ回避低減するためにどうするかということについて予測評価をしてもらうというような仕組みになっている。

(委員)

既存の事業者による既存太陽光パネルの撤去廃棄というのは、完全な事業撤退だけでなく、高効率なものに変えるとか、同じ発電事業でも他の事業に比べてリプレースのサイクルが早いのではないかと思うが、そういったものも対象になりうるのか。

(事務局)

事業形態としては、太陽電池発電所の設置の工事の事業と変更の工事の事業を対象としていて、国はどちらも4万kW以上に該当する場合のみアセスの対象になる。

(委員)

ある面積以上改変しなければアセスの対象にならないとなると、規模未満の改変を少しずつ行うような、法の網をくぐるようなものが問題にならないか。

(事務局)

そういうことも想定される。

(委員)

愛媛県だけが出力で規定しているが、これは何か経緯や特有の理由があるのか。

(事務局)

確認していないので別途確認する。

(委員)

資料1のスライド7に50haと3万kWで規制をかけている図があるが、スライド2の左上写真の極端な例を当てはめると、どちらにも引っかけられない。こうなると千葉県も南の方はこの写真のような状況になりえるだろうと思う。この間の台風でも相当の被害があった。そうなると、50haと3万kWというのは適切なのか。もう一点は、面積はアセスの対象規模に満たないが、出力が対象規模になる場合に、規制をかけるという考え方が腑に落ちない。出力は高ければ高いほど良いと思うが、出力が高すぎることのデメリットはあるのか。どういう問題が生じるのか。

(事務局)

例えば、面積は条例対象規模未満であるが法対象の出力に該当する場合が考えられるが、変換効率が今と違ってくれば、そういう問題もありえる。条例の規模をそもそもどう設定するかによっても変わってくる。条例上は面積で規定すれば面積で見るとしかなくなる。

(委員)

おそらく現状では出力を上げるためには面積が必要だということだろうが、例外はいくらでもある。国が出力を規模要件とする意味がよくわからない。県も国に倣うのか。

(事務局)

事務局としては面積のみで決めるのが良いのではないかと現時点では考えている。

(委員)

面積で規定し、出力は高くても問題ないという理解か。

(事務局)

問題ないかどうかはわからないが、ある程度は相関もあり、大きく外れることは現状の技術水準ではないと思っている。

小規模なものについては、太陽光発電はすべてアセスで環境面を見るのではなく、例えば面積が1ha超の森林開発の場合には林地開発許可が必要であり、許可の基準がかなり厳しく設定されている。崩落があってはいけないので、しかるべき審査が行われて許可が出されるし、それを下回る場合でも、本県の場合は林地開発条例による届出制度があり、そこで一定の審査が行われるので、太陽光そのものというよりは、土地開発をする際に一定の審査が働くことになる。

(委員)

それは例えば個人で持っている裏山なども対象か。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

面積に関わる問題で知っていただきたい点があり、日本の立地環境の中では湿地と草地、この2つが一番激減している。草地等の平らなところでは、我々が対象としている生き物に関しては面積要件がかなり効く。草地で数ha程度の規模では生息できないという種類が結構ある。そうであるとすれば、比較的小さい環境でもアセスにかけてどういう対策をとるべきなのか検討されれば、いい方向に進められるのではないかと思う。特に規模の大きいものは他の法律の網がかかるので安全だが、網から抜けるもの、特に草地に関しては、それほどの規模でないものでも大切なものがありそうな気がする。そのようなものもアセスにかけられるような体系にしていきたい。

(事務局)

現実的な話として、千葉県は太陽光のFIT設備認定が非常に多く、全国で2～3位の件数である。例えばメガソーラーは今の水準でいけば1ha以上の土地を必要とするが、その件数だけ見てもかなりの数がある。既に認定されたものを除外するということは、それはそれで問題かもしれないが、現実的にどれくらい数があつて、それを対象にすべきか、そういったことも含めて考えなければいけない。設備認定された施設の、千葉県での分布や件数等について、我々の手持ちのデータの中で整理させていただきたい。今まで未利用地に設置してきたが、今はそういった未利用地が減少しており、造成してでも設置しようという計画が残っているという状況もある。

(委員)

何を対象にしたいのかを考えたときに、既に電気事業法の手続とFITの登録が終わっている案件を対象とすることができないことが難点だと思っているが、そこはさておき、買取制度自体が、買取価格がすごく下がっていることがあつて、ここから先は無理な開発をすると事業自体が成り立たず、林地を買ってさらに開発する費用が出せなくなり、太陽光発電事業そのものができなくなってしまうのではと懸念されている。その事情は横に置いておきながらも、おそらく我々がここで対象にしなければいけないのは、まさに資料1のスライド2の左上の写真のようなものだと思う。ざっとパネルを数えてもおそらく200kW程度の規模で、対象にしたくても、50haや3万kWに全く届かない。スライド7を見てもすごく集中しているのは、出力がせいぜい300kWから2MW。そこが全くアセスの対象外になってしまうので、これで実質的な効果があるのか疑問である。そこで提

案だが、基本的には太陽光発電事業については全部対象とした上でアセス除外の規定を作り、例えばアセスにかかるかかからないか、フローチャートを作って、場所によって、草地、林地だったら、アセスに該当するとか、ゴルフ場の跡地等には除外規定も設けておいて、はねていくとしたらどうか。事前に事業者が振り分けて申請するという形にできたら良いと思う。

(委員)

そもそも太陽光発電については重畳影響について考慮されていない。千葉県全体の土地利用として、どうあるべきかという考え方がまずあるべきである。事業実施前の土地利用を見ても半分林地で、かなりの木が切られており、例えば網をかけるにしても小規模なものが様々なところで許可されれば、それに応じて林も切られていき、無秩序に設置されるとそれによって千葉県全体の自然環境が破壊されるような気がするが、そういったことに対する対策や考え方、意見があれば教えてほしい。例えば東京湾の水質環境に対する重畳影響として、火力発電所が立地・建設される周辺地域の火力発電所を全て含めて環境影響評価をせよという考え方を太陽光発電にも当てはめないと、無秩序な開発が進むのではないかという懸念がある。

(事務局)

東京湾沿いの火力発電については、それぞれ個々に見てもアセスの対象になる規模なので同じ比較ができるかわからないが、太陽光発電の場合には、件数ベースでいくと、本県では93%は50kW未満である。大きいものもいくつかあるが、それほど件数としては多くないのが実情である。どちらかというところ、電気事業法上、規制の緩いところに集中して、場合によっては昔のものだと分割したりしたものが結構あった。そういうものも含めて考えること自体がなかなか難しい面もある。

(委員)

斜面に設置する例のようなものが至る所にできると、これだけでも森林生態系の破壊につながる。

(事務局)

一方で土地利用規制というか、そこに設置できないとすることまでは現実的に厳しい。

(委員)

そうすると許可さえ出れば千葉県の森林は太陽光パネルにどんどん変わり、その規制はできないということか。

(事務局)

好ましいか好ましくないかは別として、現実的には限界があると言わざるを得ない。

(委員)

先ほどの事務局の発言で、これから当てはめようとしている制度が現状のものと矛盾するとまずいので、というようなニュアンスのことを言っていたのが気になったので、その意図を確認したい。

(事務局)

小規模のものでも設置場所によっては問題があるため、場合によってはそれも含めて検討する必要があるのではないかと、という議論があったので、現状、千葉県にはFIT認定さ

れている施設がどういう規模にどれぐらい件数があるのかをお示しした上で議論していただきたい、という意味で発言したものである。

(委員)

それに加えて、設置されている場所がどのように分布しているのかも教えてほしい。

(事務局)

それは難しい。例えば50kW未満でいったら何万件とある。

(委員)

いま私たちはそういう情報すらも持っていない。

(事務局)

件数については、2MWを超えると電気事業法の要件が厳しくなるので、2MWだと数十件で、その下は1,000~2,000kWであり、このぐらいになると500件を超える。さらに50~1,000kWでは、1,244件。さらに50kW未満だと22,928件。この中では、既にできてしまっているものもあるので、それを踏まえて議論をしていかなければいけない。

(委員)

それを前提に、法アセスで出力、条例で面積、そうするとばらつきが大きいグラフでもX軸Y軸両方対応できるから合理的な気がするが、アセスにかからない部分の扱いが非常に重要で、ここをどう扱うかということがクリアになることで、我々としても自信を持ってどこに条例アセスの境界を作るかという判断ができる。先ほど1ha超は林地開発許可、1ha未満は届出制と説明があったが、それは林地の話。全体として、太陽光パネルを置くと考えたときに、どの大きさでどの場所ならどのような規制がされるのかということについて、概要がわかるようなものを見せていただければと思う。

もうひとつ、場所によって丘陵地とか台地とか平地とか地形の構造が違うと言った意味は、平均傾斜度が違って、おそらく土地に手を加えることのリスクが地形構造によって変わるという考え方もあると思う。フレキシブルに運用できるように、しかし特定の人裁量というあいまいな要素がなるべく排除されるような仕組みがあれば良い。

(事務局)

御承知のとおり、アセスは環境影響が大きくなるおそれのある事業を対象とするものであり、その大きくなるということはどう見るかという話はあるが、基本的には他の事業においても、簡便性のある指標を用いて規模要件を設定し、実際アセスの過程において、あまり問題にならない部分は簡略化し、そうでないところは手厚くするという制度となっている。アセスの対象になるかならないか判断する入口の段階で細かく見るという発想は持っていなかった。

(委員)

そうなる簡易アセスという概念がアセス制度の中に取り入れられておらず、大きな問題だと思う。

(事務局)

環境省が近日中に、アセスの対象にならないものについて、自主アセスのガイドラインを正式に作るということを知っており、中央環境審議会の答申の中でも、対象とならない

ものについても手当てすべきだと言われている。

(委員)

例えば森林法による規制等も見方を変えれば一種の簡易アセスの機能を持っているのではないかと思う。つまりごく小規模のものからどう手当てされているのかということを中心にきちんと見た上で、どこかでシンプルに規模要件を設定しなければならないのは間違いない。それはわかるが、軽重をつけるという対応となると、相当低い側に線を引けばいいという話にもなるが、それは現実的でない。簡易アセスについては今後に期待する。

(事務局)

今回はあまり周辺情報を示さないままに案を示している。次回以降に、他法令や、自主アセス等、今後出来上がるものも含めて、この制度では何を対象として、どのように手当てしているかということを示した上で、アセスが担う部分について、論点を明確に示したいが、そのような整理でよろしいか。

(委員)

ぜひお願いしたい。

(事務局)

FIT 認定制度そのものの中で技術的な面をどこまで見る必要があるかという議論も国では進んでいるので、そういった情報も併せて、現状どうなっているのか、次回提供させていただきたい。

(委員)

私も簡易アセスは気になっていた。小規模のものでも重要なことは、ハザードは避けなければならないということ。千葉県地域性を考えて何が起きるかということ、やはり資料1のスライド2の斜面に設置するような例である。千葉県は昭和45～46年に下総台地の外端で非常に大きな崩壊災害が起きている。砂斜面が緩んで崩れるのだが、あれから50年が経過し、砂斜面はだんだん緩みが進んで定期的に崩壊が起きる。そろそろ大規模な崩壊が起こりうると思っていたら、今年に(千葉市) 誉田で崩壊が起きて人が亡くなっている。砂斜面独特のハザードはやはり念頭に置いておいた方がいい。土地がどこに余っているかということ、市街地では斜面である。ほかに、八街で浸水被害があったが、あれは全部内水で、八街の台地というのは水がたまりやすいという性質がある。上層粘土が非常に発達しているので水がたまりやすい。普通の夕立でも結構湛水して、農家が一生懸命排水している。航空写真で見ると、多くの太陽光パネルがある。パネルがあるということは平坦地の台地の上に裸地が出現するのと同じであり、それに伴う濁水、直接流出の増加等があるのかもしれないとずっと考えていた。千葉県特有のハザードを想定しながら、なるべく簡易アセス等の仕組みを使って、小規模なものでも捕捉し、行政の不作为と言われないうようにすべきである。

(委員)

小規模な太陽光発電施設は一個一個は問題ないと思うが、あるエリアに小規模なものが100個できるとすると環境への影響は必ずあるわけで、そういうものをどう評価できるのかということ、他の焼却場とかを作るアセスメントとは違う考え方をしなければいけない。大きな規模のものは、従来通りの、施設を作ったらどう影響があるかについて評価をすべきだと思うが、小規模なものはそのエリアにどう影響を及ぼすかということを考えないと、災害という意味だけでなく自然環境や生態系にとって影響があると思う

ので、そこをうまく拾えるような仕組みをつくるべきである。

(委員)

発電所の設置又は変更の対象となる事業の話であるが、例えば斜面に多数の建物が建っていて、その上にパネルを張り付けて事業を行う場合も対象になるのか。

(事務局)

建物の上にたくさん敷き詰めて、それこそ何MWというものを作るという場合も、規模要件に該当したものは対象になるが、斜面や草地に設置するよりは考慮する部分は少ないと思うので、実際にアセスを実施する段階になると、その項目や手法についてはかなり簡略化できるのではないかと考えている。

(事務局)

委員の想定されているイメージは戸建て、倉庫とかそういうものか。

(委員)

例えば斜面にパネルを直接張り付けていけば災害が起こった時に問題になると思うが、これが仮に建物が元々建っていて、そこにパネルを張り付けるという話になれば、土壤等の問題の意味合いが違ってくるのではないか、という印象があった。

(事務局)

一つの事業という前提になるので、屋根貸事業のような形でいろいろな建物を借りるのか、あるいは一つの大きい建物なのか様々であるが、一つの事業として一定規模以上の、という理解でよろしければ、先ほどお答えしたような考え方になる。

(委員)

そうすると、実際にアセスの評価をするときに、考えるべき項目がどんどん少なくなっていくというイメージか。

(事務局)

端的に言うと騒音等は変わらないので、そういうものは予測、評価をすることになる。

(委員)

資料1のスライド3について、景観の項目は、おそらく極端に大きいものか、極端に民家に近いものや人目に触れる場所をいろいろ拾っているため、30件と大きくなっていると思う。千葉県を確認しないとわからないが、アセスの対象に含まれる部分については、小規模のものを拾うことが件数的にも難しいため限られると思う。太陽光発電に関する別の条例等があるのかについて情報があれば、アセスが最後の砦ではないということもわかると思うので、そういう情報もいただけるとありがたい。

(事務局)

繰り返しになるが、本日は周辺情報を全く示さず議論を進めているので、他法令関係や、およそ太陽光発電に関係しそうな主立ったところを次回お示ししたい。

(委員)

できれば他の県がなぜ20haなのか、もしわかれば教えていただきたい。
もう一つ、現地調査と書いてあったが、どういうところを考えているのか。

(事務局)

一点目に関しては、他県の状況を改めて確認して次回示したいが、基本的に、他県も既に条例の対象としている事業を参考にしながら、それと同等の規模で設定しているところが多いという印象を受けている。

二点目の現地調査について、現時点で考えている調査場所としては、鴨川市内の森林において約250haという事業区域面積を設け、その中に約150haの開発区域をとって、出力10万kWの太陽光発電事業を実施する計画があり、周辺環境など含めて調査いただきたいのが一つ。もう一つは館山自動車道の富津中央インター付近で、元々は浅間山という山だったが、そこを掘削して砂利を採った跡地で、非常に広大な敷地に3万kW規模のものが2つ隣接して、平面的な地形に設置された非常に大きい施設がある。国が専門家による検討会を行った時も視察されているところであり、見る価値があると思っている。

(委員)

この委員会で廃棄物処分場を扱ったが、そのような土地に例えばソーラーパネルを設置しなさいとか、そういう枠組みができれば、新たに森林等を切り開く必要もないと思ったのだが、そういう手当てができる可能性はあるか。

(事務局)

最終処分場の跡地利用は、下がごみなので制約があるが、あまり基礎も必要としないので、太陽光パネルを貼るのも一つのアイデアである。ただ処分場跡地もなかなかなく、太陽電池発電所敷地として求められている土地の全体量に対して、どれだけのものがあるのかという問題がある。利用方法としては、跡地利用というのは考えられると思う。

以上